

徳島県規則第48号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年7月31日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和42年徳島県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1 財務関係事項の項第2号の(2)中「第4条ただし書」を「第4条第1項ただし書」に改める。

別表第2 徳島県地域連携事務所の長の項第11号中「第4条ただし書」を「第4条第1項ただし書」に改め、同表徳島県保健所の長の項第46号中(9)から(17)までを削り、同項第69号中「第4条ただし書」を「第4条第1項ただし書」に改め、同表徳島県農林事務所の長の項第43号中「係るものを除く。）」の次に「（(6)にあつては、徳島県美波農林事務所長に限る。）」を加え、同号に次のように加える。

(6) 水産関係事業（漁港、漁場又は海業に係るものに限る。）

別表第2 徳島県県土整備事務所の長の項第62号中「第4条ただし書」を「第4条第1項ただし書」に改める。

別表第3 その1 第6号の(2)及び別表第6 第2号の(2)中「第4条ただし書」を「第4条第1項ただし書」に改める。

附 則

この規則は、令和8年8月1日から施行する。